

ひしんち 議会だより

2025.10.20
No. 187



ゴールまで一直線！

10月4日

福田保育所運動会

《9月定例会》

- 定例議会の概要 …… 2～5
- 町政を問う …… 6～12
- 常任委員会レポート …… 13～15
- ようこそ新地町へ …… 16

9月 定例会

9月定例会の あらまし

令和7年9月定例会は、9月5日から19日までの15日間の会期で開催され、人事案件や、条例の一部改正、一般会計・特別会計補正予算、令和6年度の各会計認定など16議案を審査、原案のとおり可決した。
また、17日と18日には6名の議員が一般質問を行った。

決算審査特別委員会を設置



▲決算審査特別委員会

定例議会初日に、決算審査特別委員会を設置し、委員長に寺島博文議員、副委員長に井上和文議員を選任。一般会計、特別会計、事業会計の計5会計を審査し、全て認定すべきとした。決算審査は、全体方式で行い、各課ごと町長・副町長出席のもと決算書、主要な成果説明書などの説明を受け、各課事業、財政など町政全般にわたり質疑・審査を行った。

一般会計審査意見

○歳入について

歳入決算額は66億1426万2千円で、前年度より6億6119万8千円の減となった。主な内容は、

震災復興特別交付税が3億448万3千円減少し、その他、国庫支出金が1億1316万4千円の減、県支出金が1億6772万円の減となった。

町税は、23億7845万5千円で、前年度より1億9969万円の増、その内、町民税が5051万5千円減少し、固定資産税は、2億5015万6千円増加となった。一層の課税客体の把握と財源確保に努められたい。

○歳出について

歳出決算額は62億6873万8千円で、前年度より3億1328万5千円の減となった。性質別の状況は、義務的経費が22億9785万7千円、投資的経費が9億1693万4千円、物件費や補助費などのその他の経費が30億5394万7千円となった。

左記の意見を付して認定した。

- ・新地町コミュニティバス運行の見直しを図られたい。
- ・商業施設の誘致に全力で取り組まれたい。
- ・職員の採用を積極的に進められたい。
- ・職員の健康管理と適正な人的配置に努められたい。
- ・農業振興政策の展開に万全を期されたい。
- ・主要道路の安全対策及び環境整備を積極的に進められたい。
- ・河川・道路愛護作業の労力軽減策を進められたい。
- ・更なる学力向上に努めるとともに、ICT教育環境の一層の充実を図られたい。

◆用語解説

【義務的経費】

支出が義務づけられ、任意に削減できない経費

【投資的経費】

施設など、財産として将来に残るものにかかる経費

【普通建設事業費】

公共施設や道路などを整備するための経費

【物件費】

光熱水費、各委託料、備品購入費などの経費

【補助費等】

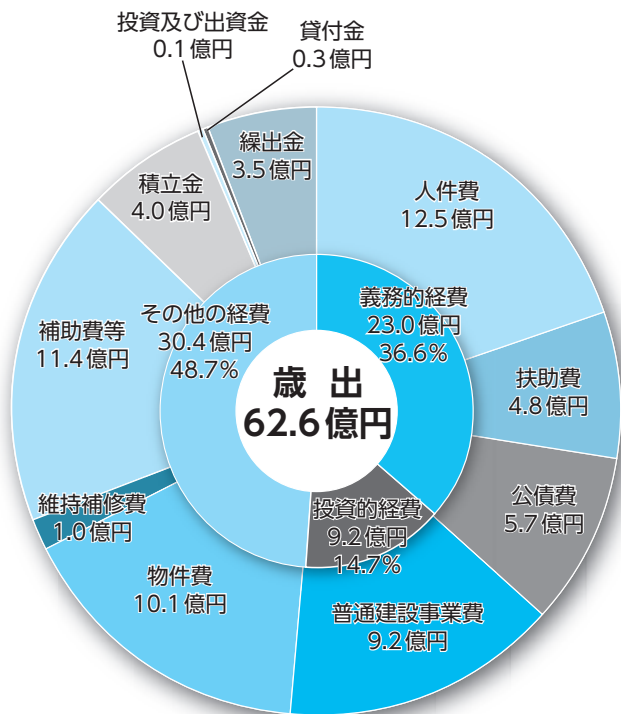
個人や任意組織に対する補助金などの経費

【繰出金】

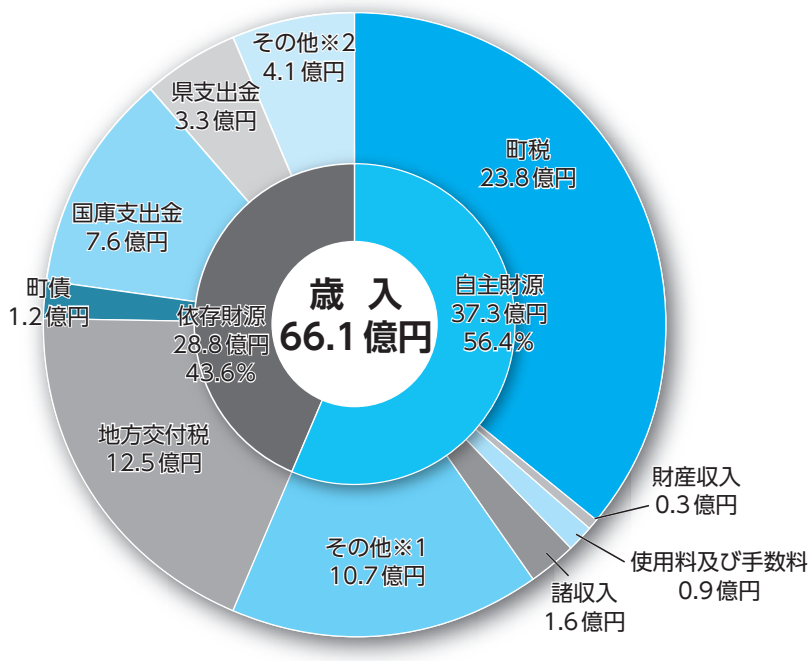
一般会計から各特別会計に支出する経費

【積立金】

財政調整基金や各種特定目的基金に積立するための経費



原案どおり認定



◆用語解説

【自主財源】

町が自主的に収入する財源

【依存財源】

国や県から定められた額を収入する財源

【町税】

町民税（個人・法人）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税などのお金

【地方交付税】

町の財政力に応じて国から交付されるお金

【国・県支出金】

事業の財源として使い道が決められた国や県から交付されるお金

【町債】

公共工事などを行うため国および金融機関から借りるお金

【その他※1】

寄付金や繰越金など

【その他※2】

地方譲与税や各種交付金など

決算審査 こんな質問が

Q & A

Q ふるさと納税の寄付額が6年度は約660万円と前年度より減少した。ふるさと納税を増やすための方策は。

A 返礼品として新たな商品や町の施設（キャンプ場や海釣り公園など）の体験などを検討している。また、返礼品を掲載するポータルサイトを、当初の1サイトから5サイトに増やしていく。

Q 新地ICの新地町バスストップの利用状況は。
A 往復合計で506名だった。

Q 防災備蓄品の中で、特に食品関係の維持管理はどのように行っているか。

A 食品関係の備蓄品については町内数カ所に備蓄倉庫があるが、防災センター倉庫では一括管理している。購入した年と賞味期限を一覧表にしており、賞味期限間近のものは防災訓練などに使用し、その分買いい足して備蓄している。

Q 職員のストレスチェックの実施結果と対応について。

A 186名に実施し、そのうち高ストレス者が15名であった。希望者には産業医との面談に繋げるなどの体制を取っている。

Q 6年度に新たに設置された防犯灯の地区は。

A 中里地区が2カ所、駒ヶ嶺町地区が1カ所、藤崎地区が1カ所、今神地区が1カ所の計5カ所に設置。

Q スポーツ少年団が7種目9団体で合計131名である。少子化で種目あるいは団体も減っていると思うが、その辺の経緯は。

A 少子化と言いつつも、非常に子どもたちの活動は活発で、団体数はある程度維持している。人数については年々減少している状況が続いている。

Q 有害鳥獣捕獲隊の登録人数、年代、人数の推移は。

A 捕獲隊は現在6名で、60代が1名、70代が3名、80代が2名。令和2年は12名で半減している。

Q 最終処分場のゴミ埋め立て比率が60・5割であったが、以前容量を大きくするために堰堤築造工事を行っている。今後の処分場の使用年数の見込みは。

A 計算では約16年ほどであるが、分別やゴミを細かく砕くなど減量化に努め、延命化を図る。



▲ゴミの減量化に取り組もう

議会を傍聴しませんか

★次回の定例会は、12月初旬開会の予定です。

議会は、所定の用紙に必要事項を記入して頂くことにより、どなたでも自由に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。議会事務局（新地町役場3階）☎62-2190（直通）

人事

人権擁護委員に

野地千代子氏（新任）



野地千代子氏

前任者が令和7年12月31日で任期満了になることから新たに推薦され適任者として任命することに全員賛成で同意した。任期は令和8年1月1日から3年間。

教育委員会委員に

小林 成子氏（再任）



小林 成子氏

引き続き適任者として任命することに全員賛成で同意した。任期は令和7年10月1日から4年間。

条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙長等の報酬額の改正を行うもの

新地町議会議員及び新地町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

公職選挙法施行令改正に伴い、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成に要する公費負担の限度額を改めるため、所要の改正を行うもの

新地町税特別措置条例の一部改正

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に

その他

基づく、固定資産税の特例の適用期間が延長されたことに伴い、所要の改正を行うもの

財産の取得（新地町立小中学校学習者用端末購入契約）

GIGAスクール構想の第2期に基づく学校ICT環境を整備するために必要な学習者用タブレット端末（223台）を購入するにあたり、議会の議決を求めるもの



▲授業での活用も日常的に

補正予算

一般会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ2億2800万円を増額し、総額61億1420万円とするもの

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出それぞれ3132万5千円を増額し、総額9億1234万5千円とするもの

介護保険特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ4124万2千円を増額し、総額9億1675万3千円とするもの

後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

歳入について一般会計繰入金106万4千円を減額し、繰越金が106万4千円増額となる予算の組み替

えを行うもの

下水道事業会計補正予算（第1号）

収益的収入支出それぞれ663万4千円減額し、資本的収入を906万3千円増額するもの

議員発議

専決事項の指定

地方自治法180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定するもの

次の2項目を追加

- 1 損害賠償に係る事件で、100万円以下の和解及び賠償に関すること。
- 2 議会の議決を経て締結した工事等の、契約金額の100分の5以内かつ500万円以内の変更に関すること。

一般質問

ただ
ここを質す!

町政を問う

今定例会の一般質問は、9月17日、18日に行いました。
議員6名からは15件の通告があり、自然災害対応や新地町都市計画、福祉施策などについて質しました。
各議員からの質問内容は、左記のとおりです。
以下、主な質問と答弁を、登壇した順にお知らせします。

6名の議員が質問

寺島博文 議員 P7

- 1 自然災害対応について
- 2 子育て支援について

八巻秀行 議員 P8

- 1 災害に強く安全安心なまちづくりについて
- 2 快適で活力あるまちづくりについて
- 3 住民力を活かすまちづくりについて

よし田博 議員 P9

- 1 町内にある公園の維持管理について
- 2 新地町都市計画について

うし坂毅志 議員 P10

- 1 新地町の福祉施策について
- 2 新地町独自の物価上昇対策について
- 3 新地町農業委員会の許可権の見直しについて
- 4 福島県相馬港利用促進協議会について

むら村上勝則 議員 P11

- 1 駒ヶ嶺地区のメガソーラー建設計画について

いの井上和文 議員 P12

- 1 加齢性難聴者への対応について
- 2 子ども誰でも通園制度について
- 3 環境未来都市計画について

避難所に空調設備導入を

回答 導入する考えはない



寺島博文 議員

問 災害時の避難所として、小・中学校体育館、及び総合体育館が指定されているが、空調設備が設置されていない。避難所としての快適性・安全性を高めるため小・中学校体育館、及び総合体育館に、空調設備を整備導入すべきでないか。

回答 空調設備の導入には、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」や「空調設備臨時特例交付金、緊急防災減災事業債」など有利な起債の活用が可能だが、多額の財政負担になることから体育館に空調設備を設置する考えはない。

問 有利な補助金が活用できるうちに、計画的に導入すべきだ。再度伺う。

回答 補助金を使用して多額の経費がかかる。猛暑日の対策は、空調設備のある小中学校のホールや他の公共施設を活用する。町はリース会社複数社と協定を結んでおり、スポットクーラー等で対応する。



▲避難所 尚英中体育館

問 災害時の避難所生活で一番困るのがトイレである。トイレ不足は「災害関連死」に直結する深刻な問題だ。避難所の衛生環境を確保する為、トイレトレーラーを導入すべきだ。

回答 トイレトレーラーの導入については、緊急防災・減災事業債の有利な起債を活用できるが、一台あたり1500万の費用がかかり、車両価格が高く様々な課題がある中で、結論には至っていない。引き続き、導入に向けて検討していく。

問 トイレトレーラーは各種イベントでの活用や他自治体で災害が発生した場合に、相互援助による貢献ができる。そのような考えはないか。

回答 話し合い、検討はしているが、けん引免許を有する職員が少ない。また、けん引車両もない。被災地への派遣については、各市町村が一台ずつ保有し災害が発生した場合に、近い市町村が派遣するプロジェクトと認識している。町としても、今後検討してまいりたい。

子育て支援について

問 放課後児童クラブの登録条件では、同一敷地内に祖父母（おじ、おば、兄弟）の住居、自宅と隣接した場所に祖父母がいる場合、同一世帯とみなされ、入所を断られる。現在の登録条件を見直し、希望者がより多く入所できるようにすべきだ。

回答 当町では、同一敷

問 地隣接地に祖父母等が在宅している場合、登録条件を満たさないとの取り扱いを行っている。登録条件を緩和した場合、定員を超過することも想定されるため、当面の間、要件を見直す予定はない。

問 新地町の登録条件の中に、自宅と隣接した場所とあるが、どの位の距離と考えているのか。

回答 隣接地の具体的な距離は定めていない。聞き取りながら判断している。同一敷地の例としては、家の敷地の入口が一つで、その先にある宅地部分に2軒建っていること等で判断している。

問 新地町の登録条件の中に、年齢が74歳未満の祖父母が在宅の場合は保護者とみなされ、入所が認められない。隣の山元町では、70歳未満となっている。年齢制限については見直すべきでないか。

回答 年齢制限については今後検討してまいりたい。



八巻秀行 議員

蒲庭地区の首都工事残土の課題

回答 県と連携し安全確保

問 今泉地区の山林に首都圏工事残土が運び込まれることを、町はどう考えているか、どう解消策を講じるか伺う。横浜湘南高速道路の掘削残土で土壌の証明もついた土砂であるが、相馬港2号埠頭に陸揚げされたものを、「命の道」を通り大戸浜蒲庭地区の西斜面のくぼ地に今年6月頃から10トダンプカー7台位で運搬している。この行為は町のイメージダウンに繋がる課題でないか。

答 更に、現地は、町に昨年6月28日に伐採届を出しており、伐採期間は令和7年1月末となっていたが、この立札は許可年月日、令和7年6月5日、埋立て面積は38877㎡、埋立て期間は、令和10年6月5日迄と変わっている。町はどう捉えているか伺う。



▲残土の搬入が進んでいる埋立て地

ら求められた意見に対し、事業実施地に隣接する農地があるため、土砂流出、泥水流出などの影響がないよう措置する事、通学路のため、安全対策を講ずる事、その他問題が生じた時は、実施者が速やかに対処する事などを提出している。今後も現地確認や情報共有し、連携して安全確保に努める。

スマート変更登記の周知を

回答 法務局と幅広く連携

問 所有者不明土地の増加は国民経済にも著しい損失を生じさせている。この問題は、放置されて荒廃し、周囲の環境悪化を招き、公共事業の用地買収や民間の土地取引でも所有者探しに多大の時間と費用が必要である。このため国は、昨年4月から相続登記を義務化し、来年4月から引越、結婚で住所変更や氏名が変わった時の変更登記も義務化する。

答 国は、住所や氏名を一度届けたら法務局で定期的に住基ネットに照会して本人の了解を得て、職権で変更登記する「スマート変更登記」を今年4月から始めている。住所変更登記は2年以内、違反すると5万円以下の過料となる。こうした制度を住民にしっかりと周知すべきだ。

知すべきだ。

問 スマート変更登記は、不動産の所有者が住所や氏名を変更した時、法務局が自動的に更新する新しい制度で、令和8年4月から施行となる。これに先立ち法人は今年4月、個人は来年4月から可能となる。手続きは、法人、個人とも事前に法務局に申出の手続きをし、完了すると法務局は職権で住民基本台帳等を利用して所有者の同意を得て登記を変更する。

答 今後、法務局と連携して幅広い周知広報を実施し、町内の所有者不明土地の発生予防に努める。

問 広報やホームページ等で早めに周知すべきだ。

答 できるだけ早く行う。

都市計画の進捗は

回答 まだ実施中の事業もある

問 平成29年3月に作られたマスタープランの目標年次があと2年に迫っている。進捗状況を伺う。

答 5年毎に見直しをしてきたが、コロナ過や2度の福島県沖地震などにより、計画の見直しは困難であった事もあり、第6次総合計画との整合性を図りながら精査していきたい。

問 新型コロナウイルス感染症のでの作業は進捗率の低下は避けられなかったと思う。その中で特に重要な道路整備事業について今後どのような対策を行うか。

答 町としては国道や県道に対し、建設の要望をしながら、町道に関しては通学路など緊急度の高い道路を重点的に整備することとしている。

公園管理を適切に

回答 設備の長寿命化策を行う



吉田 博 議員

問 町で管理している公園数は。

答 町が管理している公園は都市公園法に基づくのが2カ所、農村公園など法定外の公園が11カ所あり、合計で13カ所となっている。

問 公園の遊具の点検・除草等の環境整備は計画的に行っているのか。

答 総合公園内にある総合体育館は平成11年に供用したもので、最も経過年数が長く、老朽化が進んでいる建物であり、施設の長寿命化事業策の取り組みや効率的な機能維持を図ると共に、農村公園については整備から30年が経過しており経年劣化対策を含め、適正な管理が必要と考えている。

問 公園は一時避難所として防災機能を有する大切な場所であり夜間照明や水道施設等の整備も必要で、今後の取り組みを伺う。

答 公園の草むらからのダニ感染が問題になっている。その対策にどのように取り組むのか。

問 公園には、余暇活動や交流の場として、更には防災機能の役割を持っていると認識している。

答 公園でのダニ対策としては、肌の露出を避ける服装や、忌避剤使用などで自身を守る対策が必要だと思いますが、マダニの活動期間を考慮しながら、広報



▲子どもたちが安心して遊べるよう計画的に点検を



牛坂毅志 議員

農地法の権限移譲を

回答 事務量増で対応不可

問 町農業委員会では、現在、農地法第3条の許可権のみである。時代の流れを考慮し、農地法第4条、農地法第5条についても、許可権を県から新地町へ権限の委譲が出来るよう進めべきではないか。

回答 県から市町村に権限移譲となった場合、申請から許可までの期間が短縮されるが、事務量が増加する。農業委員会の事務量増加に伴う人員対応は、現時点では難しい。

町の福祉施策について

問 特老などの施設に入所できない方に対し、どのように支援するのか。

回答 在宅介護の継続、特別養護老人ホームへの短期入所、それ以外の入所施設など、他制度を案内している。

問 子育てに困難や不安を抱える家庭への支援について、どのように支援するのか。

回答 子育て世代包括支

援センターを中心に、様々な支援。経済的な支援としてひとり親家庭には児童扶養手当の支給、障がいを持つたお子さんがいる家庭では特別児童扶養手当の支給をおこなっている。



▲なごみの里 福田

る現状を把握しているのか伺う。

回答 総務省の家計調査報告（令和7年6月分）によると、消費支出額は毎年継続的に増えている。物価が上昇している傾向で、当町の町民も同様と推測している。

問 どのような政策があるのか伺う。

回答 物価上昇対策については、令和4年度から原油価格・物価高騰対応分、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分、低所得世帯支援等の目的で実施している。

福島県相馬港利用促進協議会について

問 福島県相馬港利用促進協議会では、新聞報道によると、国土交通省と福島県に要望をした旨の記事があったが、どのような要望内容か。

回答 福島県相馬港利用促進協議会は、令和7年度事業計画において、国土交通省および福島県に対し、



▲相馬港の利用促進を

相馬港の利用促進につながる港湾施設の整備促進や、相馬港を起点とした物流に関連する交通網の整備促進などを要望した。

※注 第4条は、自身が所有している農地を宅地に転用する場合、第5条は、農地の所有権や賃貸借権が第三者に移転する場合。

駒ヶ嶺のメガソーラー計画

回答 地域住民の理解が前提



村上勝則 議員



▲相馬市磯部地区のメガソーラー

問 東日本大震災から14年半が経ち、この間、福島県は積極的に太陽光、風力など再生可能エネルギーの導入を図っている。新地町でも、ソーラー発電を目にするが、駒ヶ嶺地区にメガソーラー計画が進んでいるが、町はどのように考えているか。

回答 太陽光メガソーラー発電計画は、地球温暖化対策を推進する観点から、再生可能エネルギーの一つとして認識している。しかし、地域の自然環境保全や住民生活への配慮を欠くことなく、影響を及ぼさないことが重要と考えている。

また、関係する地域住民へ関係者が事業について丁寧に説明し、理解を得られることが前提となつて初めて計画が進められるべきだと考える。

問 地元住民への説明会後に事業者から延期の申し入れがあったと聞いている。しかし、計画における林地開発などの許可は県にあるものの、排水計画などはあまり検討されないまま進められているが、町が指導することは可能か。

回答 県は林地開発許可申請を受理した場合、関係する市町村長や、その他必要と認められる利害関係者に申請書の写し、及び必要図書添え林地開発許可申請に関する意見書により当該開発行為に係る意見を求めるものとしている。

意見としては、土砂の流出または崩壊等発生への恐れがある事項、水害の発生に関する事項、水の確保に著しい支障を及ぼす恐れに関する事項、環境を著しく悪

化させる恐れに関する事項の4項目があり、それ以外にも意見を提出することができる。計画は中断の連絡を受けているが、もし提出された場合、町の意見を受け、福島県が指導することになる。

問 駒町地区はこれまで、令和元年の台風で豪雨により床下浸水の被害を経験している。当時は山側から雨水が流入し、6戸が被害を受けた。このため住民は当該地区から出る雨水による災害を懸念している。

この計画が進んだ場合、仮定になるが安全は確保できるのか町の考えを聞きたい。

回答 事業者は現段階で県に林地開発の申請を出していないが、再び具体的になった場合、申請書の写し、



▲建物左が計画地南端（西久保地区）

必要図書などが県から届き次第、事業計画を十分に精査し、住民の皆さんの懸念されている点も念頭に置きながら、意見として提出していきたいと考えている。



問 3月20日、5月18日、6月1日と3回も配管の温水漏れ事故が発生、その原因は判明したのか。判明しなければ再発防止策も打てないのでは。

回答 5月23日、8月1日の2回、施工業者から中間報告を受けたが、原因究明にいたっておらず、町として早急に原因究明を要請している。また、これから冬期に向けて商業施設周りの需要家で温熱利用がはじまることから、商業施設周りの温熱導管、管径65ミリ、継手部付近の熱導管を入れ替え、温熱供給の準備を進めるため、補正予算を計上した。

問 新地町は環境未来都市に選定され新地町スマートコミュニティ事業が令和3年度「新エネ大賞」の財団会長賞を受賞した。エネルギーセンターはその核であるが、温水漏れ事故もあり、令和6年度は161万の赤字決算になったようだ。肝心の農業施設が誘致されていない状況について、町の考えは。

回答 スマートアグリ（植物工場）の土地は町であり、スマートコミュニティ事業も町でやっているが、エネルギーセンターの役員企業からも紹介等受けている。エネルギーセンターの経営安定は物価高もあるため、スマートアグリ誘致に全力を尽くす。

問 6月議会では地震の影響はない、と答弁があり、エネルギーセンターの通常運転中の事故と聞いている。町やエネルギーセンターに瑕疵があれば設計か、施工か、配管そのものに問題があるのは明らかだ。現在行っているのは、内部調査委員会であり、3

回答 配管の破断について中間報告では、65ミリと75ミリの配管の検査をし、65ミリの曲管部分の接手のところに管軸方向にクラック（亀裂）が入ってそこから温水が漏れた。早急に調査の回答を求めていくが、今後の状況を見て第三者委員会も検討していく。

回答 障害者総合支援法により、障害者手帳をお持ちの方で、補聴器購入費用の全部または一部を支給する制度がある。耳の聞こえにくさが生活の質に影響はあると思う。聴力検査の状況も踏まえ研究していく。

回答 障害者総合支援法により、障害者手帳をお持ちの方で、補聴器購入費用の全部または一部を支給する制度がある。耳の聞こえにくさが生活の質に影響はあると思う。聴力検査の状況も踏まえ研究していく。

第三者委員会の設置を急げ

回答 状況を見て対応する

問 6月議会では地震の影響はない、と答弁があり、エネルギーセンターの通常運転中の事故と聞いている。町やエネルギーセンターに瑕疵があれば設計か、施工か、配管そのものに問題があるのは明らかだ。現在行っているのは、内部調査委員会であり、3



▲駅周辺施設へ電気と熱を供給

補聴器購入助成を

回答 検査も含め研究

問 4月1日現在で新地町65歳以上は2674人で、高齢化率は36・2%となった。歳を取ると耳が聞

その他、再生可能エネルギー導入拡大の取り組み、子供誰でも通園制度の受け入れ態勢等の基本方針についても質問しました。

委員会 レポート

総務文教常任委員会 安心安全な教育環境維持

7月16日、町内小・中学校を訪問し、授業参観、校舎視察や校長等との懇談を通して、課題等の認識共有を図った。

いじめに関しては、各校とも定期的に実態調査を行い、影響が小さいうちに対応する等、積極的なアプローチにより対応していることが伺えた。

保護者との良好な関係維持に関しては、コロナ禍を境に、保護者とのコミュニケーション機会の減少はあるものの、教員や管理職が登下校時、病欠時、家庭訪問（希望者）等を通じて対面による意思疎通を図るなど良好な関係が形成されていることが伺えた。本年度より実施している給食費の完全無償化に関しては、特に保護者等から意見は無いものの、地域食材の導入率向上、食育を積極的に進めている町内各校の給食の質は他自治体より格段に良いと教職員からの評価があ



▲各学校の授業の様子（写真は福田小）

る。継続する物価高騰により給食の質・量への影響も懸念されることから、それらを踏まえ引き続き適切な予算の確保に努められたい。また、経年化する教育施設の維持補修（雨漏り等）に関しては、予算を確保し対応されている。引き続き安心安全な教育環境維持に努められたい。

利用者増につながる 見直し検討を

8月22日、新地町コミュニティバスの現状と課題について調査した。

「しんちゃんバスの現状」

昨年7月より運行を始めてから1年が経過し、利用者数は運行日数335日で合計1100人、1日あたりの利用者数は平均3・3人となっており、運行開始当初目標の3000人と比較すると、非常に低い数字となっている。

路線別利用者数では、駒ヶ嶺線が362人、福田線が738人で、福田線の利用者が駒ヶ嶺線利用者のほぼ倍となっている。

停留所別の利用者数では、渡辺病院、新地駅などの利用者が多い停留所に比べ、年間を通して乗降客0人のところもあり、場所により、かなりばらつきがある状況である。

「しんちゃんバスの課題」

課題は利用者が少ない事にある。1年間の利用者収入は32・7万円に対し、バス運行業者に対する業務委託料は3380万円にもなる。この状況を鑑みれば、大幅な運行内容の見直しが必要になると思われるが、運行事業者との契約締結が今年4月1日に行われており、契約期間内の大幅な見直しは難しい。

しかし、停留所の場所や時刻の変更など軽微な見直しは可能である。来年4月に新たな契約を結ぶまでの間は、軽微な見直しなどを行いつつ、HPや広報、観光ガイドブックなどで町内外へしんちゃんバスの認知度を高めていき、新年度の契約締結時には利用者増加につながるような大幅な見直しを検討されたい。

8月12日、農業の現状と振興について調査した。

全体の農家数（経営体）は、平成28年度は、301戸であったが、令和5年度は191戸、令和6年度は176戸となり、更に減少した。

遊休農地は、令和2年度から令和6年度にかけて更に増加しており、耕地面積に占める割合は、令和2年度の6.8%から令和6年度には7.6%、面積としては、令和2年度88.8ヘクタールから令和6年度97.6ヘクタールに増加した。特に水田の遊休農地が増加している。

町農業委員会では、毎年7月から10月にかけて農業委員が遊休農地の把握等のため、パトロール調査を実施している。

農業政策の方向性について

大規模化・法人化だけでなく、兼業農家や小規模農家も含めた支援を進められ

産業厚生常任委員会 国や県と連携し支援を

部から担い手として、農業法人を呼び込む施策を講じた事、そして徹底的に農地と非農地の仕分けを行い対象となる遊休農地を絞ったことにある。地域事情に精通していない外部からの担い手に対して、美濃市が直接「地域」と「地権者」の窓口になり、本来担い手がやるべき事を負担軽減のために、契約書の作成や農業委員と共に地権者に説明（農地バンク制度など）を行い、契約締結に結び付けた。

新地町も高齢化、担い手不足のため、遊休農地が拡大しており、喫緊の課題となっている。遊休農地解消に向けて、美濃市同様、農地と非農地の仕分けを行い、担い手ファーストの姿勢で取り組む事が重要である。特に行政の積極的なサポート体制は見習うべきである。いずれにしても、遊休農地解消に向けて、行政と地域が一体となって取り組まれない。

坂祝町

さかほぎちよう

坂祝町は人口が8234人（令和7年6月末現在）で、第7次総合計画（令和3年3月）で、人口減少対策に特化した取組として「戦略プロジェクト」を4つ掲げており、「子育てしやすい環境を整える」を1番目にまちづくりを進めている。

子育て支援拠点施設を

整備

従来の施設の老朽化等に伴い、令和4年に坂祝町が新しく整備した子育て支援拠点施設「バンビーニ」では、0歳から就園前のお子さんと保護者、妊婦、町外の方も利用可能なつどいの広場を開設している。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

また、親子療育通園事業として、心身の発達に何らかのつまずきや、困り感を持つ乳幼児や幼児、児童に

たい。また、農業振興や地産地消の推進のため、農家との定期的な意見交換を継続して行い、直接現場の声を聞くなど現状を把握し、生産者と地権者をつなぐマッチング及び、地域計画や農振の見直しなど、町が主体的かつ積極的に取り組まれない。

地球温暖化が進行する中で、町の農業を持続可能なものとするため、生産農家への所得保証・価格保証などを含め、地域課題解決の支援を、国や県と連携し取り組みたい。



▲町の農業を守るために

対し支援を行うとともに、家庭（親）への子育ての支援も施設内で行っている。

研修所見

こども課の組織の中に、子育て支援係があり、民間施設との連携、発達障害児への対応など、職員が保護者と一緒に活動し、温かい環境を大切にしている。また、町内には産婦人科はないが近隣自治体に産婦人科があり、子どもを産み育てやすい環境にある事などが、こども人口維持の大きな要因と思われる。

町も、児童館を発展させた子育て支援施設の新設に向けて、研究、検討されたい。



▲坂祝町での研修

先進地視察（岐阜県美濃市・坂祝町） 遊休農地解消と 子育て支援施策を学ぶ

美濃市

遊休農地解消に

向けた取組

美濃市では、まず、農地の現状や耕作状況を調査・整理し、農業振興地域整備計画を見直して農用地を選別した。併せて地権者へのヒアリングを行い、地域の農業の将来方針を策定した。

次に、外部の担い手を受け入れるため、市が地域と地権者の間に入り、担い手が農業に専念できるよう利用調整を実施した。契約や補助金などの事務も市が支援し、さらに新聞記事で事業をPRして信頼と認知度を高めた。

さらに、地域の細かな意向や暗黙のルールを事前に把握し、協議の場で論点を



▲美濃市での研修

明確にして話し合いを進めた。これにより情報共有が進み、地域住民の安心感を得ることができた。

研修所見

美濃市の一番の特徴は、遊休農地解消に向けて、外

議会 日誌

6月

25日 相馬地方町村議会議長会行政視察研修（～27日）
30日 議会広報編集委員会

7月

8日 新地町少年の主張大会
8日 議会広報編集委員会
16日 総務文教常任委員会
22日 産業厚生常任委員会行政視察研修（～24日）
23日 石川県羽咋市議会行政視察受入

8月

2日 遊海しんち2025
12日 産業厚生常任委員会
22日 総務文教常任委員会

9月

2日 議会運営委員会
5日 第4回新地町議会定例会（～19日）
20日 「新地町ゆかりの画家4人展」「横山孝雄企画展」オープンングセレモニー



▲石川県羽咋市議会の視察を受入

ようこそ新地町へ

安心して暮らせる町

中島地区にお住まいの佐久間孝生さんに、新地町の印象や、町に望むことなど、お話を伺いました。

プロフィール

佐久間 孝生さん (中島地区)

新地町に住んで5年目
妻、子ども2人の4人暮らし
出身は、宮城県丸森町



新地町に居住したきっかけ

子どもが生まれたことをきっかけに妻の実家がある新地町へ引っ越しました。

最初は仲の良い地域の皆さんに支えられながら町のアパートに住んでおりましたが、部屋も狭くなりまして、昨年、念願のマイホームに住むこととなりました。

町の印象は

新地町は自然が豊かで、子育てにとっても良い環境が整っており、子どもたちも元気にのびのびと育っています。

地域の皆さんとても温かく、安心して暮らせるこの町に住むことが出来て本

町に望むこと

当に良かったと感じています。

子育てをしながら暮らしていると、普段の買い物ももう少し便利になるといいな、と感じることがあります。町にスーパーが出来れば生活がより快適になります。また、雨の日でも子ども



もたちが安心して遊べる室内遊び場などがあれば、近隣の市町村からも多くのお子さん連れの方々が集まり、新地町の魅力発信のきっかけになると思います。子どもたちと共に、より安全で笑顔で暮らせる新地町になっていくことを楽しみにしています。

編集後記

これまで一貫して町民の皆さんが読みたくなる紙面、町民の目線で読みやすい内容を目指して広報編集委員を務めています。東日本大震災から14年半が経過し、町の震災復興状況はいまだに課題が多く、まだまだ復興は道半ばです。

復旧、復興のスピードを早めて、快適で住みよい「笑顔あふれる新しい新地町」の創造を求めてまいりますので、今後ともどうぞよろしく願います。

(八巻 秀行)

編集委員

委員長	村上 勝則
副委員長	吉田 博
委員	八巻 秀行
委員	牛坂 毅志
委員	大内 広行